

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【80】

2. 日時：令和4年2月4日 10時00分～11時10分

3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

植木主任安全審査官、大野主任安全審査官、宇田川安全審査官、服部（靖）

安全審査専門職、山浦技術参与

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

堀野技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 マネージャー（原子力設備） 他6名※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。では本日のヒアリングを開始したいと思います。まず中国電力の方から説明をお願いします。
0:00:12	中国電力の高野です。初めに本日の資料について確認をさせていただきます。
0:00:18	本日全部で 13 図書ございますので、初めに付番の方をさせていただければと思います。
0:00:26	最初に資料番号N-Sに他 047。
0:00:31	こちらを①の資料とします。
0:00:34	続いて、資料番号N-S2 件 3002-01。
0:00:41	こちらを②の資料とします。
0:00:44	続いて資料番号N-S2.300201、括弧日。
0:00:51	こちらを③の資料とします。
0:00:56	続いて、資料番号N-S2.3002-02。
0:01:02	こちらを④の資料とします。
0:01:06	続いて資料番号N-S2.3002-02、括弧日。
0:01:13	こちらを⑤の資料とします。
0:01:16	続いて資料番号N-S2.3002-03。
0:01:23	こちらを⑥の資料とします。
0:01:27	続いて、資料番号N-S2.3002-03、括弧日。
0:01:34	こちらを⑦の資料とします。
0:01:38	続いて、資料番号N-S2.3002-04。
0:01:43	こちらを⑧の資料とします。
0:01:47	続いて、資料番号N-S2.3002-04、括弧日、こちらを⑨の資料とします。
0:01:58	続いて、資料番号N-S2.3002-05、
0:02:04	こちらを⑩の資料とします。
0:02:08	続いて、資料番号N-S2.3。
0:02:13	002-05、括弧日、こちらを⑪の資料とします。
0:02:20	続いて、資料番号N-S2.3002-06、こちらを、⑫の資料とします。
0:02:31	最後に、資料番号N-S2.3002-06、括弧日。
0:02:38	こちらを⑬の資料とします。
0:02:41	資料はお手元におそろいでしょうか。
0:02:47	Qd-1 大丈夫ですか。
0:02:50	大丈夫でしたら、
0:02:53	いや、こちらOKです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:56	はい。
0:02:57	では、以上です。
0:03:00	はい、では説明、進めてください。
0:03:05	僕電力の鷹野です。ありがとうございます。それでは本日の資料についてご説明をさせていただきます。
0:03:16	まず、本日の提出資料についてですが、第1回補正提出時から記載の適正化を実施した箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:03:26	①の資料で、N-Sに他 047 をご覧ください。
0:03:34	No.1 からNo.31 までが、今回、
0:03:38	適正化を実施した箇所となります。
0:03:43	最初のページで、No.1 及びNo.2 につきましては、資料の誤記修正となっております。
0:03:51	続いて2ページをご覧ください。
0:03:56	ナンバー3 につきましては、既申請ラインとの接続に関する注記がございましたけれども、当社では対象がないため、削除しております。
0:04:07	ナンバー4 につきましては、当社のプラント名称を明確化するため、記載を適正化いたしました。
0:04:14	No.5 及びNo.6 につきましては、
0:04:18	資料中に記載の系統名称を島根2号機で用いている系統名称に修正をいたしました。
0:04:26	続いて3ページをご覧ください。
0:04:33	No.7 及びNo.8 につきましては、先ほどの修正内容と同様で、島根2号機で用いている系統名称、及び機器名称への修正を行いました。
0:04:46	続いてナンバー9 につきましては、先行審査プラントを参考に資料の章立てを追加いたしました。
0:04:54	No.10 につきましては、島根2号機において、弁の剛性を考慮して解析モデルの作成を行っていることを明確化するために、記載を追加いたしました。
0:05:06	続いて4ページをご覧ください。
0:05:11	No.11 につきましては、解析モデルの作成にあたって、
0:05:16	母管に与える影響が小さい場合という文章の主語の記載がありませんでしたので、
0:05:21	分岐管のシンドウがという手法を追記いたしました。
0:05:26	No.12 につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:29	解析モデルの作成にあたって支持構造物の記載がありますが、わかりづらい記載となっていたため、配管のという記載を追加し、配管の支持構造物であることがわかりやすいような記載に見直しいたしました。
0:05:44	No.13 につきましては、
0:05:46	クラスの間能力計算の方法でも同様の記載がございますけれども、
0:05:51	資料館の記載の整合がとれていなかったため、修正をいたしました。
0:05:58	No.14 につきましては、No.9 と同様に資料の章立てを追加いたしました。
0:06:05	続いて 5 ページをご覧ください。
0:06:10	No.15 につきましては、応力評価結果の示し方について、資料内で明確化されておらず、先行審査プラントの差異が、この差異があるような記載となっていたため、
0:06:22	評価結果については最大応力評価点の結果を記載する旨を追記いたしました。
0:06:29	No.16 につきましては、解析モデル図の示し方について、同様に先行審査プラントとの差異があるような記載となっていたため、
0:06:37	評価結果記載の解析モデルに記載を見直しました。
0:06:43	No.17 につきましては、先行審査プラントを参考に、タイトル名称を見直しました。
0:06:50	No.18 につきましては、応力評価結果の示し方について、資料内で明確化されておらず、
0:06:56	先行審査プラントとの差異があるような記載となっていたため、考え方についての記載を追記いたしました。
0:07:05	続いて 6 ページをご覧ください。
0:07:09	No.19 からNo.23 については、
0:07:12	先ほどご説明させていただいたクラス 1 管の応力計算、応力計算方法、
0:07:18	における適正化箇所について、
0:07:20	クラス 2 管の応力計算方法でも同様の適正化を行っているものになります。
0:07:27	続いて 7 ページをご覧ください。
0:07:31	No.24 からNo.27 につきましても、クラス 1 管能力計算方法における適正化箇所をクラス 2 管のよ計算方法で適正化している旨を記載しております。
0:07:46	続いて 8 ページをご覧ください。
0:07:50	ナンバー28 については、クラス 3 容器で用いるフランジの適用規格について、
0:07:56	もともと記載をしていたクラス 3 容器の規定PVD3、3010 で呼び込むクラス 2 容器の規定PVC3700 が明記されていなかったため、追記いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:10	No.29 については、容器の穴の補強計算に関する評価内容の記載が不足していましたので、追記をいたしました。
0:08:19	No.30 及びNo.31 については、クラス 3 容器の強度計算書のフォーマットの中で使用する設計建設規格の規定を明確化するため記載を適正化いたしました。
0:08:32	修正箇所の説明については以上です。
0:08:40	続きまして、③の資料。
0:08:42	N-S2.3002、もう 01 括弧日の比較表を用いて、
0:08:48	6-3-2-1、強度計算方法の概要についてご説明させていただきます。
0:09:00	初めに 3 ページをご覧ください。
0:09:06	3 ページの層位としては、評価対象となる設備の相違でございまして、島根 2 号機では、評価対象とならない設備については本資料には記載しないこと。
0:09:17	から、設備の相違としております。
0:09:20	以降本層位を①の相違とします。
0:09:24	また、本層のように番号づけを行った層位については、今後、
0:09:29	時間の観点から以降の説明は割愛をさせていただきます。
0:09:34	3 ページについては以上となります。
0:09:39	続いて 4 ページをご覧ください。
0:09:44	上から二つ目の相違をご覧ください。
0:09:49	本相違は、資料に記載する企画の層になりますが、
0:09:52	島根 2 号機では昭和 55 年の告示第 501 号を適用しており、資料に記載することから、
0:09:59	適用規格の相違としております。
0:10:02	以降本沿いを②の相違とします。
0:10:05	4 ページについては以上となります。
0:10:10	続いて 5 ページをご覧ください。
0:10:15	5 ページでの総意としては、島根 2 号機ではクラスアップする理由を、強度計算書内の評価条件整理表に記載する方針としていることから、資料構成の相違としております。
0:10:27	この資料の説明については以上です。
0:10:33	続きまして、⑤の資料。
0:10:35	NS2.3002-02、括弧日の比較表を用いて、
0:10:41	6-3-2-2、プラス 1 管の強度計算方法について、ご説明をさせていただきます。
0:10:49	初めに 2 ページをご覧ください。
0:10:58	2 ページでの総意としては、評価対象となる設備の相違でございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:03	島根 2 号機では、原子炉浄化系の配管運用変更範囲がクラス 1 管の板厚計算の対象となっていることから、
0:11:11	クラス 1 管も既基本板厚計算方法を作成しておりまして、設備の相違としております。
0:11:18	以降奔走用①の相違とします。
0:11:23	2 ページについては以上となります。
0:11:26	続いて 3 ページをご覧ください。
0:11:32	一つ目の相違です。島根 2 号機では、昭和 55 年の告示第 501 号適用しており評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:11:43	以降本沿いを②の相違とします。
0:11:47	二つ目の相違です。
0:11:49	島根 2 号機で基本板厚計算を行うクラス 1 管においては、
0:11:54	設計建設規格を用いた評価が告示第 501 号を用いた評価に比べて保守的な評価となるため、
0:12:01	資料では、設計建設規格のみを記載しており、これを設備の相違としております。
0:12:06	以降細井大丸さんの増員とします。
0:12:10	3 ページについては以上となります。
0:12:15	続いて 14 ページをご覧ください。
0:12:23	ホームページで他社との相違はございませんが、
0:12:26	2 ポツ 3、平井他の強度計算については、
0:12:30	今回評価を実施する対象に開いたはないものの、
0:12:34	参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:12:40	14 ページについては以上となります。
0:12:44	続いて 20 ページをご覧ください。
0:12:51	ホームページについても先ほどと同様で、今回評価を実施する対象に鏡板ありませんが、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:13:03	20 ページについても以上となります。
0:13:06	続いて 23 ページをご覧ください。
0:13:14	ホームページについても先ほどと同様、
0:13:17	になりますけれども、
0:13:20	今回評価を実施する対象に、レジャーサはありませんが、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:28	23 ページについても、以上となります。
0:13:32	続いて 48 ページをご覧ください。
0:13:41	ホームページについても先ほど同様に、今回評価を実施する対象にフランジはありませんが、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただきます。
0:13:53	48 ページについては以上となります。
0:13:57	続いて 65 ページをご覧ください。
0:14:09	65 ページでの総意として、島根 2 号機では、将来増設プラントとの取り合いを考慮して、
0:14:15	予備配管の記載要領を明記していることから、設計方針の相違としております。
0:14:23	65 ページについては以上となります。
0:14:27	続いて 69 ページをご覧ください。
0:14:34	69 ページの層位としては、島根 2 号機では、
0:14:41	失礼しました。島根 2 号機では、突合せの買い管台と、差し込みの管台で記載方法を開けていることから、
0:14:49	記載方針の相違としております。
0:14:53	69 ページについては以上となります。
0:14:57	続いて 72 ページをご覧ください。
0:15:05	72 ページでの総意として、島根 2 号機では、本資料内で、円錐支持リスクの判例について示していることから、設計方針の相違と、
0:15:15	失礼しました。記載方針の相違としております。
0:15:18	72 ページについては以上となります。
0:15:22	続いて、79 ページをご覧ください。
0:15:31	79 ページの総意として、島根 2 号機では、記録設備のレジャーサを系統図に記載しないことから、記載方針の相違としております。
0:15:40	以降奔走用④の相違といたします。
0:15:43	79 ページについては以上となります。
0:15:47	続いて 84 ページをご覧ください。
0:15:54	24 ページの総意として、
0:15:57	島根 2 号機では、管継ぎ手としてフルカップリングを用いていることから、設備の相違としております。
0:16:06	84 ページについては以上となります。
0:16:10	続いて 90 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:16	90 ページでの総意として、島根 2 号機のクラス 1 版では、JISB2238 または JISB2239 に適合するフランジのみを使用していることから、設備の相違としております。
0:16:31	90 ページについては以上となります。
0:16:35	続いて 99 ページをご覧ください。
0:16:43	99 ページの総意として、島根 2 号機では、設計建設規格における材料の規定によらない場合の評価に用いるフォーマットについて、本資料内で示す方針としていることから、
0:16:55	記載方針の相違としております。
0:16:58	99 ページについては以上となります。
0:17:02	続いて 104 ページをご覧ください。
0:17:09	104 ページの総意として、島根 2 号機では配管の応力解析にも、モデルにおけるハンガの扱いについて、この資料内で示す方針としていることから、
0:17:19	記載方針の相違としております。
0:17:22	104 ページについては以上となります。
0:17:26	続いて 119 ページをご覧ください。
0:17:34	ここで、本資料について一部訂正したい箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:17:42	備考欄にて、
0:17:44	以下、Xの総意としている箇所がございますが、正しくは⑤の総意とすることが適切でした。申し訳ございませんでした。
0:17:54	資料に戻りますが、引き続き相違点についてご説明をさせていただきます。
0:18:01	一つ目の相違です。
0:18:04	島根 2 号機では、管の応力評価の示し方として、既工認による評価結果の引用はしないことから、記載方針の相違としております。
0:18:14	二つ目の相違です。一番下の相違をご覧ください。
0:18:19	島根 2 号機では、既工認から運転状態に変更がなく、
0:18:25	運転条件の図表については、記載を省略することから、評価内容の相違としております。
0:18:32	本資料の説明については以上です。
0:18:36	続いて、⑦の資料。
0:18:39	NS2.3002-03、括弧日の比較表を用いて、
0:18:45	6-3-2-3 プラス 1 弁の強度計算方法についてご説明させていただきます。
0:18:53	初めに 3 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:03	3 ページの相違ですが、島根 2 号機では、昭和 55 年の告示第 501 号を適用しており、評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:19:13	以降細井を①の層位とします。
0:19:16	3 ページについては以上となります。
0:19:19	続いて 4 ページをご覧ください。
0:19:26	4 ページの総意ですが、島根 2 号機の弁箱または弁ふた及び甲斐管台の強度計算では、告示第 501 号、第 82 条を用いた評価が保守的となる弁があることから、設備の相違としております。
0:19:41	以降奔走用②の総意といたします。
0:19:44	4 ページについては以上となります。
0:19:47	続いて 20 ページをご覧ください。
0:19:57	20 ページの相違ですが、島根 2 号機では、弁体の一次応力計算に用いる A' -13 及び B' -13 の算出方法について明記をしていることから、記載方針の相違としております。
0:20:11	20 ページについては以上となります。
0:20:14	続いて 32 ページをご覧ください。
0:20:24	ホームページで、他社との相違はございませんが、
0:20:27	2 ポツ 6、
0:20:28	カンライの最小厚さの計算については、今回評価を実施する対象に考えはないものの、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:20:39	この後の説明については以上です。
0:20:44	続いて、⑨の資料。
0:20:47	NS2.3002-04、括弧比の比較表を用いて、
0:20:52	6-3-2-4、クラス 2 管の強度計算方法についてご説明をさせていただきます。
0:21:01	初めに、2 ページをご覧ください。
0:21:07	ホームページにおいては、他社との相違点はございませんが、
0:21:10	島根 2 号機におけるクラス 2 管の強度計算方法の図書についてご説明をさせていただきます。
0:21:17	まず、島根 2 号機では、
0:21:19	申請するクラス 2 管においては、SA条件がDB条件を包絡することから、基本板厚計算を行うクラス 2 管はございませんので、
0:21:29	クラス 2 管の基本板厚計算方法については、参考として作成をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:34	その旨を備考欄にも記載しております。
0:21:37	続いて数時間能力計算方法についてですが、
0:21:41	SA条件はDB条件を包絡するものの、
0:21:44	DB要求である一次＋二次応力評価については実施する必要がある機器がございますので、
0:21:50	こちらについては参考ではなく実際に評価に用いている設備がございます。
0:21:56	その旨については後程ご説明する 121 ページの備考欄に記載しております。
0:22:04	ここで本資料について一部訂正したい箇所がございますので、説明をさせていただきます。
0:22:10	備考欄にて、島根 2 号機の
0:22:14	基本板厚計算を行うと記載しておりますが、のぞというの誤記でございます。正しくは島根 2 号機で基本板厚計算を行うとすることが適切でした。申し訳ございませんでした。
0:22:27	引き続き資料についてご説明をさせていただきます。
0:22:33	2 ページについては以上となりますので、続きまして 3 ページをご覧ください。
0:22:40	3 ページの層理ですが、先ほど基本板厚計算については参考として記載している旨をご説明させていただきましたが、
0:22:48	島根 2 号機において、クラス 2 管の強度評価を行う場合は、
0:22:56	改造によるものと考えてございますので、従って設計建設規格による評価を行うものと考えていることから、記載方針の相違としております。
0:23:05	以降奔走用①の相違とします。
0:23:08	3 ページについては以上となります。
0:23:12	続いて 27 ページをご覧ください。
0:23:19	27 ページの相違ですが、島根 2 号機では対象機器がないものの、他のクラス間の共同計算方法の図書とあわせて、こちらの記載をしていることから、記載方針の相違としております。
0:23:32	27 ページについては以上となります。
0:23:37	続いて 81 ページをご覧ください。
0:23:48	41 ページの相違ですが、島根 2 号機は、クラス 1 管の強度計算方法の中で、
0:23:55	この概略系統図の記載要領について説明をしているため、本社での説明は割愛しております。
0:24:01	こちらを資料構成の相違としております。
0:24:05	71 ページについては以上となります。
0:24:08	続いて 115 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:17	115 ページでの相違ですが、島根 2 号機では、クラス 1 管の強度計算方法の中で、資料のフォーマットを説明しているため、本書での説明は割愛していることから、資料構成の相違としております。
0:24:30	115 ページについては以上となります。
0:24:34	続いて、121 ページをご覧ください。
0:24:44	121 ページについて先ほどご説明した内容になりますけれども、クラス 2 管の応力計算方法については、
0:24:52	DB要求である一次＋二次応力評価を実施する必要がある機器がございますので、
0:24:58	その旨について備考欄にて節、記載をさせていただいております。
0:25:03	121 ページについては以上となります。
0:25:07	続いて 123 ページをご覧ください。
0:25:16	123 ページの総意として、島根 2 号機では、配管の応力解析モデルにおける判断の扱いについて、この資料ないですし、示す方針としていることから、記載方針の相違としております。
0:25:30	123 ページについては以上となります。
0:25:34	続いて 126 ページをご覧ください。
0:25:43	126 ページの総意として、島根 2 号機では、応力解析、応力解析における熱膨張による荷重について本資料内で示す方針としていることから、記載方針の相違としております。
0:25:56	本資料の説明については以上です。
0:26:01	続いて、⑪の資料。
0:26:03	N-S2.3002-05、括弧日の比較表を用いて、
0:26:09	6-3-2-5 クラス 3 容器の強度計算方法についてご説明させていただきます。
0:26:17	初めに 2 ページをご覧ください。
0:26:24	一つ目の相違です。72 号機では、2 ポツ 4 開放タンクのエスポー板野計算にて、
0:26:31	円形平板の計算を用いるため記載をしていることから、設備の相違としております。
0:26:38	以降細井を①の相違とします。
0:26:43	二つ目の相違です。
0:26:45	島根 2 号機は、さっきの規格に基づき、評価が必要となる機器設備はないため、記載をしていないことから、設備の相違としております。
0:26:54	以降本層位を②の相違とします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	2 ページについては以上となります。
0:27:01	続いて 3 ページをご覧ください。
0:27:13	3 ページの相違ですが、島根 2 号機では、さっきの規格に基づくフランジを使用していないことから、設備の相違としております。
0:27:22	3 ページについては以上となります。
0:27:26	続いて、8 ページをご覧ください。
0:27:33	8 ページの層理ですが、島根 2 号機はクラス 3 容器の評価に用いる記号のみを記載していることから、記載方針の相違としております。
0:27:42	以降本総意を丸さんの総意といたします。
0:27:45	1 ページについては以上となります。
0:27:48	続いて 13 ページをご覧ください。
0:27:56	一つ目の相違です。
0:27:58	島根 2 号機では、動の計算を行うクラス 3 容器が複数あることから設備の相違としております。
0:28:05	以降本訴 404 の層位といたします。
0:28:09	二つ目の相違です。
0:28:11	島根 2 号機では、PVD3110 厚さの算出式に含まれている継ぎ手効率の値が、
0:28:20	銅板の継ぎ手効率に関連するため、記載をしていることから、
0:28:25	記載方針の相違としております。以降奔走用⑤の相違といたします。
0:28:32	三つ目の相違です。
0:28:34	島根 2 号機では、本注記による水等の取り方を行っているため、
0:28:39	重大事故等クラス 2 容器の強度計算方法との整合を図り、記載をしていることから記載方針の相違としております。
0:28:49	13 ページについては以上となります。
0:28:52	続いて 15 ページをご覧ください。
0:28:58	15 ページでの相違ですが、島根 2 号機のクラス 3 容器に用いている、そういったのは平板のみであることから設備の相違としております。
0:29:08	以降本装用⑥の層位といたします。
0:29:12	15 ページについては以上となります。
0:29:15	続いて 18 ページをご覧ください。
0:29:23	18 ページの相違ですが、
0:29:26	島根 2 号機は、
0:29:27	6-3-2-7、重大事故等クラス 2 容器の強度計算方法等、資料構成をしております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:34	3 ポツ 2 項及び 3 ポツ 3 項で、同様の評価を行っている旨を記載していることから、資料構成の相違としております。
0:29:43	以降本沿いを⑦の相違とします。
0:29:47	18 ページについては以上となります。
0:29:50	続いて、21 ページをご覧ください。
0:29:58	21 ページの層理ですが、島根 2 号機では崎野式を用いて評価を行う、クラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:30:08	以降、本装用⑧の総意といたします。
0:30:13	21 ページについては以上となります。
0:30:16	続いて、22 ページをご覧ください。
0:30:23	22 ページの相違ですが、島根 2 号機のクラス 3 容器では、当該溶接形状を用いていないことから、設備の相違としております。
0:30:34	以降本沿いを⑨の層位といたします。
0:30:37	22 ページについては以上となります。
0:30:41	続いて、24 ページをご覧ください。
0:30:46	一つ目の相違です。
0:30:48	島根 2 号機では、
0:30:51	当該寸法の胴の内径を有するクラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:30:58	二つ目の相違です。
0:31:00	島根 2 号機で大きい穴を有するクラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:31:07	以降本操業⑩の相違とします。
0:31:13	24 ページについては以上となります。
0:31:16	続いて 26 ページをご覧ください。
0:31:23	26 ページの相違ですが、島根 2 号機で溶接部の強度計算が必要となるクラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:31:32	以降本沿いを⑪の相違とします。
0:31:36	26 ページについては以上となります。
0:31:40	続いて 32 ページをご覧ください。
0:31:50	32 ページの層理ですが、島根 2 号機で二つ以上の穴が接近しているクラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:31:59	32 ページについては以上となります。
0:32:02	続いて 70 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:14	70 ページでの相違ですが、島根 2 号機で先の計算が必要となるクラス 3 容器がないことから、設備の相違としております。
0:32:23	70 ページについては以上となります。
0:32:27	続いて、85 ページをご覧ください。
0:32:35	15 ページの相違ですが、1 枚 2 号機では、評価条件整理表を添付することから、記載方針の相違としております。
0:32:44	85 ページについては以上となります。
0:32:47	続いて 89 ページをご覧ください。
0:32:54	89 ページの相違ですが、島根 2 号機は開放タンクの補強要しない穴の、最大径の計算を実施するクラス 3 要求があることから、設備の相違としております。
0:33:06	本資料の説明については以上です。
0:33:11	続いて、
0:33:12	⑬の資料。
0:33:14	NS2.3002-06、括弧比の比較表を用いて、
0:33:20	6-3-2-6 クラス山間の強度計算方法についてご説明をさせていただきます。
0:33:28	初めに 3 ページをご覧ください。
0:33:35	一つ目の相違です。
0:33:37	島根 2 号機では、昭和 55 年の告示第 501 号適用しており、評価に用いることから、適用規格の相違としております。
0:33:46	以降本操業①の相違とします。
0:33:50	二つ目の相違です。
0:33:52	島根 2 号機で基本板厚計算を行うクラス 3 巻においては、
0:33:56	設計建設規格を用いた評価が告示第 501 号を用いた評価に比べて保守的な評価となるため、
0:34:04	資料では設計建設規格のみを記載しており、これを設備の相違としております。
0:34:09	以降奔走用②の相違とします。
0:34:13	3 ページについては以上となります。
0:34:16	続いて 14 ページをご覧ください。
0:34:23	ホームページで他社との相違はございませんが、
0:34:27	2 ポツ 3 平井他の強度計算については、
0:34:30	今回評価を実施する対象に開いてはないものの、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただきます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	14 ページについては以上となります。
0:34:43	続いて、24 ページをご覧ください。
0:34:49	ホームページにつきましても、先ほどと同様で、
0:34:52	今回評価を実施する対象 2 鏡板はありませんが、参考として共同計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:35:02	24 ページについては以上となります。
0:35:06	続いて 27 ページをご覧ください。
0:35:14	ホームページについても先ほどと同様で、今回評価を実施する対象にレジューサはありませんが、参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:35:26	27 ページについては以上となります。
0:35:29	続いて 65 ページをご覧ください。
0:35:39	ホームページについても先ほど同様でございますが、今回評価を実施する対象にフランジはありませんが、
0:35:46	参考として強度計算方法を記載している旨を備考にて示させていただいております。
0:35:52	65 ページについては以上となります。
0:35:56	続いて 72 ページをご覧ください。
0:36:03	72 ページでの相違ですが、島根 2 号機は、今回評価を行うクラス山間に対象となるものはない。
0:36:12	ないのですけれども、他のクラスの間強度計算方法との整合を図り、記載をしていることから記載方針の相違としております。
0:36:22	この資料の説明については以上です。
0:36:26	当社からの説明は以上になります。
0:36:52	規制庁会議室ハットリです。どうもご苦労様でした。大野さんの方でコントロールしていただけるでしょうか。
0:37:29	はい。規制庁会議室側の服部です。それでは、
0:37:37	今説明で
0:37:44	何か質問等あれば、当会議室側からお願いしたいんですが。
0:38:06	規制庁、堀野です。
0:38:09	藤。
0:38:11	4 番の資料の、
0:38:17	クラス 1 管の共同計算方法ですけど、
0:38:21	その
0:38:23	107 ページ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:25	通し番号の 107 ページ。
0:38:28	の、
0:38:31	2.1 のですね。
0:38:35	文章なんですけど、2 段落目で技術基準規則解釈において技術、17 条に規定の要求印適合する材料旅行。
0:38:45	相当高いとは、
0:38:47	設計建設規格によることから書いてあるんですけど、
0:38:53	この辺の表現ってのはちょっとよくわからないんですけど。
0:38:58	十七条自身は
0:39:01	藤建設地の規格によることとなってると思うんですけど、
0:39:06	こういう問診すると、十七条そのものがですね。
0:39:11	設計建設規格によるっていう、
0:39:13	いう意味にとれちゃうんですけど、この辺はどういう。
0:39:17	考え方なんでしょうか。
0:39:24	中国電力の鷹野です。
0:39:26	技術基準規則の第 17 条の解釈ですね、の 11、
0:39:33	10 番。
0:39:34	に、記載の内容ですけれども、まず、
0:39:38	この規定に適合する材料及び構造とは、
0:39:42	設計建設規格 2005 年、括弧 2007 年、または、設計建設規格 2012 年、
0:39:48	野間規定によるものと、
0:39:51	そのあとに正しい施設時に、施設設計建設規格 2005 年、
0:39:56	等ですね、適用されていない設計基準対象施設については、施設時に適用された規格、
0:40:03	ここで括弧書きで告示第 501 号によることというふうに記載をしておりますので、まずは、進め、
0:40:11	建設時の適用規格が告示のものについては告示と。
0:40:15	記載をしておりますので、この表現で間違っていないというふうに考えてございます。
0:40:19	以上です。
0:40:23	と、島根 2 号ではある、
0:40:28	と告示 5 の一番違うか下に書いてあるんですね 55015。
0:40:34	の範囲については 5 日号も評価を実施すると。
0:40:40	ということで両方に、
0:40:44	すでに移設されてる場合には両方で見ますよということよろしいんですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:50	中国電力の高間です。ご認識の通りで、施設の適用規格が告示のものについては、設計建設規格等、告示、
0:40:59	501号、第501号の安全側による評価を行います。以上です。
0:41:04	規制庁にそれを返しました。
0:41:07	100、同じ資料の108ページですね、
0:41:15	(6)のということでハンガーを島根の場合追記してますということなんですけど、
0:41:23	この判断の剛性を考慮する、
0:41:28	5項での文言ではないですけど、
0:41:30	熱計算とか、耐震、地震耐震計算の時にこのハンガの剛性も考慮する。
0:41:38	ということなんですか。自重で考慮するのは当然だと思うんですけどその辺はいかがですか。
0:41:48	中国電力の高間です。
0:41:50	まずご認識の通りですねハンガーにつきましては、自重を支えるものとなってございますので、その剛性を解析モデルには反映をしていると。
0:42:00	ということになります。
0:42:02	値Ⅱだったり地震に対するというところについては、
0:42:07	ちょっと現時点でお答えができませんので、
0:42:11	別途確認してご回答させていただきます。以上です。
0:42:14	規制庁もよろしくお願いします。
0:42:18	それから、
0:42:22	終了。
0:42:27	6番のクラス番。
0:42:29	辨野共同計算方法なんですけど、
0:42:39	通しの36ページですね。
0:42:43	図が添付数があるんですけど、
0:42:47	ちょっとかなり重ねてて見づらいのでこのところをちょっと鮮明にさせていただきたいと思うんですけどいかがでしょうか。
0:42:59	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。確かにこちら、少し見づらい状況となってございましたので、図については、張替えの方をさせていただきます。以上です。
0:43:11	よろしくお願いします。それから49ページ。
0:43:16	49ページですねフォーマットにですね。
0:43:20	PワンプⅡがないんですけど、
0:43:25	これがないとちょっと評価できないと思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:29	ちょっとどういう考え方なんでしょうか。
0:43:37	中国電力の鷹野です。
0:43:39	ご指摘、ご最もだと思っておりますちょっとこちらのフォーマットの記載方針についてはちょっと社内確認の上、必要に応じてですね記載の適正化をさせていただきますと思います。以上です。
0:43:50	規制庁本庄ですよろしく申し上げます。
0:43:55	室。
0:44:00	⑧番の資料で暮らすみかんの共同計算方法なんですけど、
0:44:08	これの、
0:44:14	これはいいですはい失礼しました。
0:44:18	どうするの。
0:44:22	すみません。10番の、
0:44:26	資料、クラス3容器の強度計算方法。
0:44:31	の、
0:44:34	10、通しの18ページで、
0:44:37	ちょっと
0:44:39	理解がよくわからないね、教えて欲しいんですけど。
0:44:43	上から2行目のなお以下なんですけど、なあ、あれの補強計算上必要のない数メーターを、
0:44:52	取りつけるものもあるが、その場合は強め板があるものとして計算するってこの、
0:44:58	あるものとして計算するっていうのはどういうことかちょっと教えていただけないでしょうか。
0:45:21	中国電力の鷹野です。
0:45:22	ちょっとこちらの記載の意図についてですね、社内確認を行った上で、ちょっと別途お答えをさせていただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。どうぞよろしく申し上げます。
0:45:34	私の方からは以上です。
0:45:42	すみませんオオノです聞こえますか。
0:45:45	会議数は聞こえてます。
0:45:48	ありがとうございます。失礼しました。
0:45:53	では、会議室の方で意見出尽きたらちょっと教えていただけますか、まだ意見あるなら会議室からどうぞ。
0:46:10	規制庁の山浦です。
0:46:13	ちょっと技術的なことじゃないんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:18	資料名称についてちょっとお伺いしたいんですけども。
0:46:23	強度計算書っていう、
0:46:27	大きな括りがあってその中に
0:46:31	基本板厚計算書、
0:46:34	というのと、
0:46:36	それから、
0:46:38	応力計算書、
0:46:41	というのがあって、
0:46:46	今日三田付計算書のほかに、
0:46:49	開口補強とかそういう資料もあると思うんですけども、
0:46:54	その付近のちょっと資料、資料名称の体系をちょっと、
0:47:00	教えていただけませんか。
0:47:04	よろしくお願いします。
0:47:09	中国電力の鷹野です。
0:47:14	まず資料構成についてですけれども、神野強度計算方法につきましては、間の要求として、基本板厚計算、
0:47:24	耐圧設計の部分と、あとは応力解析の部分、二つございますので、そちらについてはですね、この間の共同計算方法という図書の中で、
0:47:36	(1)と(2)に二つに分けて記載をしております。
0:47:41	ですね、ご指摘いただいた
0:47:44	計算だったりっていうところについては、基本板厚計算側の内容になりますので間については、基本板厚計算の中に、清伊達として含まれていると。
0:47:55	ということになります。
0:47:57	その他、容器だったり弁につきましては共同計算の要求がございますけれども、その中に補強の計算の要求もございますので、
0:48:09	個別の章立てを行っております、
0:48:13	そちらにて説明を行っているような資料構成となっております。以上です。
0:48:19	はい。規制庁の山浦です。ちょっと確認したいんですけども例えば、
0:48:23	管の応力計算書とか、神野教員＋計算書っていうのは、
0:48:28	それぞれ度独立した名称月、Twitter資料になってるのか。
0:48:34	強度計算書のナカノし、
0:48:38	一つとして、
0:48:40	名称がつけられてるのかちょっとそこだけ教えてください。
0:48:46	中国電力の高野です。強度計算書の目録といいますか番号といたしましては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:53	まず大きなくくりで管の強度計算書というものがございましてけれどもこちら表紙だけになってございまして、その下ですわね枝番がつくような形で、それぞれの個別の目録番号がついた。
0:49:07	基本板厚経産省、
0:49:10	と、応力計算書というものが個別の資料として、ご提出をさせていただいているというような資料構成になってございます。以上です。
0:49:20	はい。規制庁の山浦です。はい。よくわかりました。以上です。
0:49:32	規制庁植木です。
0:49:36	①の資料をお願いします。
0:49:42	でね図 2 の添 300205、括弧日。
0:49:48	トクラさん容器の強度計算方法の比較表の方なんですけど、
0:49:55	これの 13 ページ。
0:50:03	2.3 の開放タンクの胴の計算ということで備考欄に島根 2 号機では、
0:50:12	クラス 3 容器は複数ある。
0:50:15	どういうふうに、
0:50:17	と書いてあるんですけど、
0:50:20	今わかる範囲でどのようなものがあるか。
0:50:24	教えていただきたいんですけど。
0:50:31	中国電力の鷹野です。少々お待ちください。
0:50:54	中国電力の鷹野です。お待たせいたしました。
0:50:57	当社ですわね、評価を行っているクラス 3 容器でございましてけれども、すべて火災防護設備としての消火タンクになってございまして、
0:51:09	サイトバンカ建物消火タンク、44 メートルバーの消化タンク、45 メートル盤消火タンク 50 メートル盤消火タンク、この四つがございまして、
0:51:20	こちらの個別の機器間及び計算上の名称ですけれども、
0:51:27	以前のヒアリング共同計算の基本方針、
0:51:30	その中でご説明をさせていただいてる、補足説明資料の資料番号 1 と、資料番号 2 も同様の内容になってございましてけれども、
0:51:39	そちらにもですわね、表リストとして記載してございましてのでそちらもご参照いただければと思います。以上です。
0:51:47	規制庁植木です。わかりましたありがとうございます。
0:51:50	それで
0:51:55	ちょっと基本的な古藤なんで、教えて。
0:51:59	いただきたいんですけど、この同じページで、中期、
0:52:04	Bポツですわね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:07	底盤に神田が取りつく場合、
0:52:12	まずがあって、
0:52:17	ちょっと細かい話なんですけど、
0:52:22	15 ページの 2.4 の開放タンクの底盤の計算。
0:52:27	ということで、
0:52:29	島根 2 号機、備考欄等ですって、底盤が開いたのみであるというふうに
0:52:37	書いてあって
0:52:40	13 ページのようにこの日ら一板の底盤 2、管台が取りつく。
0:52:48	ようなものがあるってということなんでしょうか。
0:52:56	中国電力の高間です少々お待ちください。
0:53:29	中国電力の高見宗お待たせいたしました。
0:53:32	えっとですね
0:53:34	5 認識の通りですね
0:53:37	当社として用いているものはございませんので、基本的に注記について、今回クラス 3 容器として使用しているものとしては、ポツのみになっております。
0:53:52	この注記についてはですね、重大事故等クラス 2 容器の共同計算方法との整合を図り、bポツの範囲についても記載をしていたというのが実情にあります。以上です。
0:54:06	支社長駅です。
0:54:08	わかりました。
0:54:11	ちょっと何か
0:54:14	資料だけ次のって見てった時に、何かちょっとDose政府は取れないっていうか、
0:54:24	13 ページの方は下鏡たの図があるので、
0:54:29	何か注記をするなり、
0:54:37	して、何かわかるようにした方がいいのかなと思ったんですけど。
0:54:43	いかがでしょうか。
0:54:48	中国電力の鷹野です。ご指摘の通りですねこれ、
0:54:53	計算式だったり計算方法の方では、必要ないものは削除をポンと町の中ではしているんですけども、
0:55:01	こちらの注記についてはBポツのほう、記載をしたままになってございましたので、まずは資料内の整合を図るという意味でBポツの内容を削除するような形で資料構成の統一を図らせていただければと思いますがいかがでしょうか。以上です。
0:55:19	規制庁植木です。はい。お任せします。私からは以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:31	秋田常務。はい。全体的なことをちょっと教えて欲しいんですけど。
0:55:36	島根 2 号機ないものは削っていかれてて、
0:55:43	片やですね、3、ないんだけど参考としてあげるっていうものも、ちょっとフォーマットのにあるんですけど、
0:55:50	その辺のなんつうかね、考え方っていうのは何かあるんでしょうか。
0:56:00	中国電力の鷹野です。
0:56:02	こちらについてですねクラス 3 容器の方はですね評価対象が当初から明確であったこともありまして、
0:56:11	せず、実際の設備に対応したような元、限定をしたといいますか、資料構成とすることができていましたけれども、
0:56:22	その他のですね強度計算、
0:56:24	方法の図書につきましては、その資料の作成時点ですね、
0:56:30	評価対象が明確化をされていなかったこともございまして多めに記載をしていたということがございます。以上です。
0:56:41	区長神野それお伺いしました。私からは以上です。
0:56:51	既設ハットリです規制庁の会議室側からは以上です。
0:57:00	ありがとうございます。ウタガワさんありますか。
0:57:06	あ、はい。1 点だけなんですけれども、
0:57:13	全体的なことなんですけども、
0:57:16	8 番のクラス 2 管と 10 番のクラス 3 容器については、
0:57:23	説明の中で 55 年告示が 1 度も出てこないで最初から、
0:57:29	すめの設計建設規格で評価すると言っているんですけども、その理由について説明いただけますでしょうか。
0:57:46	奥電力のタカノです少々お待ちください。
0:58:20	中国電力のタカノですお待たせいたしました。
0:58:23	えっとですねクラス 2 管の方につきましては、ご説明の中でも、
0:58:28	させていただきましたけれども今回対象機器がないというところで、
0:58:35	基本的にですねこのようなクラス 2 管目標強度計算方法の図書を用いるときというのは、クラス 2DB のクラス 2 機器においては、改造等を行うときだと考えてございまして、
0:58:49	改造を行うときというのは、し、
0:58:51	施設時の適用規格が設計建設規格になりますので、設計建設規格を記載をさせていただいているというところになります。
0:58:59	あわせてですねクラス 3 容器の強度計算方法につきましても、今回当社で

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:05	使っているクラス 3 容器というのがすべて新設の容器になりますので、こちらについても設計建設規格で評価を行うことから、このような記載としております。以上です。
0:59:19	はいご説明わかりました。備考に、その旨記載していただくことはできないでしょうか。
0:59:29	中国電力の鷹野です。ご指摘承知いたしました。備考欄にそのような旨を追記いたします。以上です。
0:59:37	はい。よろしく申し上げます私から以上です。
0:59:41	規制庁です。すいませんちょっと私からも一つだけ、ちょっと、
0:59:47	今、携帯で資料見てるので資料番号は見れないんですが、
0:59:52	ローマ数字 6 の 3-2-1 の共同計算の方法の概要をお願いします。
1:00:02	N-S2 の添 3-002-01 下です。
1:00:07	これの 2 ページなんですけど、
1:00:12	ちょっと前の資料にあったのか、ちょっと読み逃してるのかもしれないんですけども、2 ポツの評価条件整理表で、
1:00:21	強度評価対象機器のうち以下の機器については、評価条件及び適用規格の比較等が不要であることから評価条件整備が添付しないことととしていて四つあるんですが、
1:00:33	原子炉格納容器と、消火設備用ポンペまたは消火器についてはそれぞれ理由は記載見つけて理解してるんですけどごめんなさい。一つ目の、
1:00:44	重大事故とクラス 2 機器であってプラスワン容器の理由をちょっと教えていただいてもいいですか。すいません。
1:00:58	中国電力の鷹野です。
1:01:00	重大事故等クラス 2 機器であってクラス 1 容器というのは、
1:01:05	今回原子炉圧力容器になると思いますけれども、こちらについてはですね、もう原子炉圧力容器であることが明確であることから今回、評価条件整理表ということは、添付しないような方針とさせていただいております。以上です。
1:01:23	規制庁もですね。
1:01:25	圧力容器であることは理解しているんですが、適応策の比較等不良なんですたっけ。
1:01:42	中国電力の高野ですとですね原子炉圧力容器の
1:01:47	強度計算についてですけども、
1:01:51	ちょっとフォーマットが異なるというふうに考えてございまして、基本的には衛星条件、
1:02:01	DB条件で包絡しておりますので現状そのような資料構成。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:09	となっているので評価条件整理表というところは考えてございませんでした。以上です。
1:02:17	規制庁大野です。
1:02:21	そうか。
1:02:25	わかりました。次クラス3機器の方は何でしたっけ。
1:02:29	重大事故等クラス3機器です。
1:02:38	中国電力の高松少々お待ちください。
1:03:17	中国電力の高野です。
1:03:20	SAのクラス3機器につきましてですけれども、今回それから3機器というの はすべて新設の機器になってございまして、そもそも
1:03:31	当時との比較であったりDBとの比較というのがございませんで、今回評価 条件整理表は割愛させていただいているということになります。以上です。
1:03:40	すいません理解しました。
1:03:43	わかりました。ちょっとクラス3容器の昔、昔の資料というかちょっと、もう1回 見直してみます。
1:03:50	私からは以上です。
1:03:54	会議室からももうないということよろしいですかね。
1:04:02	はい。会議室側からもありません。
1:04:05	はい。
1:04:07	ではコメント出尽くしたので何か中部電力の方からありますでしょうか。
1:04:17	中国電力の鷹野です。
1:04:19	先ほどですねご指摘いただきましたハンガの扱いについてですけれども、こ こ、この場でご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。
1:04:29	お願いします。
1:04:33	はい。中国電力の鷹野です。ありがとうございます。
1:04:36	ハンガーについてですけれども、
1:04:39	ご認識の通りですねばねの反動力で自重を支持するものとなつてございませ て、熱膨張や地震変位を拘束するものではございませんので、
1:04:49	今回応力解析としては、自重の解析においてのみ考慮しているといったような 状況になります。以上です。
1:04:57	どうぞ。よろしいですか。規制庁河野です。了解しました。
1:05:05	ありがとうございます。
1:05:07	それでは他になければ、ヒアリングこれで終わりたいと思いますが、よろしいで しょうか。
1:05:16	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。